

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）新旧対照表

〈案〉

平成 30 年 4 月 1 2 日時点

現 行	修 正 案	修正事由																		
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、概ね半径5キロメートル圏の予防的防護措置準備区域（PAZ：Precautionary Action Zone）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とする。 (略)</p> <p>第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。 ・情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（ただし、後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態となる。）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 1～7 (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="107 1289 1010 1423"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</td> <td>(略)</td> <td>放射線医学総合研究所 企画部企画課</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(略)	放射線 医学総合研究所 企画部企画課	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、概ね半径5キロメートル圏の予防的防護措置準備区域（PAZ：Precautionary Action Zone）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とする。 (略)</p> <p>第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。 ・情報収集事態（泊村（所在村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（ただし、泊村において震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態となる。）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 1～7 (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1032 1289 1935 1423"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</td> <td>(略)</td> <td>放射線緊急時支援センター 業務調整室</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(略)	放射線 緊急時支援センター 業務調整室	<p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>表現の適正化 原子力災害対策指針の改正</p> <p>組織改編</p>
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																		
(略)	(略)	(略)																		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(略)	放射線 医学総合研究所 企画部企画課																		
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																		
(略)	(略)	(略)																		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(略)	放射線 緊急時支援センター 業務調整室																		

現 行			修 正 案			修正事由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
9～11 (略)			9～11 (略)			
第2章 原子力災害事前対策			第2章 原子力災害事前対策			
第1節 (略)			第1節 (略)			
第2節 原子力防災体制等の整備 1～3 (略)			第2節 原子力防災体制等の整備 1～3 (略)			
4 立入検査の実施等 国、道及び泊村(立地村)は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、 <u>原子力保安検査官</u> を現地に <u>配置</u> し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。			4 立入検査の実施等 国、道及び泊村(所在村)は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、 <u>原子力運転検査官</u> を現地に <u>派遣</u> し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。			表現の適正化
5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、 <u>地方放射線モニタリング対策官</u> 等と連携し、環境放射線モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。			5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、 <u>上席放射線防災専門官</u> 等と連携し、環境放射線モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。			原子力規制庁組織細則の改正及び表現の適正化
6～10 (略)			6～10 (略)			原子力規制委員会組織規則の改正
第3節 避難収容活動体制の整備 1 避難等に関する計画の作成 (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。 ア 予防的防護措置準備区域：P A Z 放射性物質の環境への放出前の段階から、E A Lに応じて迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難			第3節 避難収容活動体制の整備 1 避難等に関する計画の作成 (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。 ア 予防的防護措置準備区域：P A Z 放射性物質の環境への放出前の段階から、E A Lに応じて迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難			

現 行	修 正 案	修正事由
<p>の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、<u>P A Z 圏内</u>の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ O I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあらかじめ把握し、又は定めておくものとする。</p> <p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) <u>バス避難集合場所</u>（所在地） (エ) 避難所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項 (3)（略） 2～6（略）</p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>地方放射線モニタリング対策官</u>やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1～2（略）</p> <p>第6節～第12節（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p>	<p>の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、<u>P A Z 内</u>の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>イ 緊急防護措置準備区域：UPZ O I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあらかじめ把握し、又は定めておくものとする。</p> <p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) <u>バス集合場所</u>（所在地） (エ) 避難所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項 (3)（略） 2～6（略）</p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>上席放射線防災専門官</u>やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1～2（略）</p> <p>第6節～第12節（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>泊地域の緊急時対応との表現の整合</p> <p>原子力規制委員会組織規則の改正</p>

現 行	修 正 案	修正事由
<p>第1節 1～2（略） 3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （1）（略） （2）国の通報連絡 ア（略） イ <u>原子力保安検査官</u>等現地に<u>配置</u>された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、（3）のアの連絡を受けた場合、直ちに<u>原子力保安検査官</u>と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 （3）～（5）（略） 4～5（略） 第2節 応急活動体制 1～2（略） 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置） （1）～（2）（略） （3）関係町村の活動体制 P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する 屋内退避所や<u>集合場所</u>の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 （4）（略） 4 第3非常配備（災害対策本部の設置） （1）～（5）（略） （6）関係町村の活動体制 関係町村長（P A Zを有する自治体を除く。）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や<u>集合場所</u>の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 （7）～（10）（略） 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1（略） 2 道の行う広報及び指示伝達 （1）道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考となる気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている<u>施策</u>に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 （2）～（8）（略） 3～5（略）</p>	<p>第1節 1～2（略） 3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （1）（略） （2）国の通報連絡 ア（略） イ <u>原子力運転検査官</u>等現地に<u>派遣</u>された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、（3）のアの連絡を受けた場合、直ちに<u>原子力運転検査官</u>と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 （3）～（5）（略） 4～5（略） 第2節 応急活動体制 1～2（略） 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置） （1）～（2）（略） （3）関係町村の活動体制 P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する 屋内退避所や<u>バス集合場所</u>の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 （4）（略） 4 第3非常配備（災害対策本部の設置） （1）～（5）（略） （6）関係町村の活動体制 関係町村長（P A Zを有する自治体を除く。）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や<u>バス集合場所</u>の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 （7）～（10）（略） 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1（略） 2 道の行う広報及び指示伝達 （1）道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考となる気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている<u>対策</u>に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 （2）～（8）（略） 3～5（略）</p>	<p>原子力規制庁組織細則の改正及び表現の適正化 原子力規制庁組織細則の改正</p> <p>泊地域の緊急時対応との表現の整合</p> <p>泊地域の緊急時対応との表現の整合</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	修正事由
<p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策</p> <p>道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) 防護措置の考え方</p> <p>道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。</p> <p>ア 警戒事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。</p> <p>(イ) P A Z内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。</p> <p>また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。</p> <p>また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。</p> <p>(イ) P A Z内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。</p> <p>(ウ) U P Z内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。</p> <p>(エ) 道及び関係町村は、U P Z内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにU P Z外へ移動するよう呼びかけるものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ U P Z外の措置等</p> <p>(ア) 道は、U P Z外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>また、大規模な放射性物質の放出の恐れがあり、国からU P Z外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、U P Z外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡するものとする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(2) 避難等の指示</p>	<p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策</p> <p>道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) 防護措置の考え方</p> <p>道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。</p> <p>ア 警戒事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。</p> <p>(イ) P A Z内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。</p> <p>また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。</p> <p>また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。</p> <p>(イ) P A Z内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。</p> <p>(ウ) U P Z内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。</p> <p>(エ) 道及び関係町村は、U P Z内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにU P Z外へ移動するよう呼びかけるものとする。</p> <p><u>この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ U P Z外の措置等</p> <p>(ア) 道は、U P Z外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>また、大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からU P Z外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、U P Z外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡するものとする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(2) 避難等の指示</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	修正事由
<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。</p> <p><u>ただし、地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、住民の生命の安全確保を優先して対応するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要</p> <p>(イ) 災害の現況と今後の予測</p> <p>(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置</p> <p>(エ) 屋内退避を行う防護対策区域</p> <p>(オ) その他の必要な事項</p> <p>イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。</p> <p>エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定するものとする。</p> <p>オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第6節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制</p>	<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 知事は、避難等の実施に当たり、周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。</p> <p><u>ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要</p> <p>(イ) 災害の現況と今後の予測</p> <p>(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置</p> <p>(エ) 屋内退避を行う防護対策区域</p> <p>(オ) その他の必要な事項</p> <p>イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。</p> <p>エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定するものとする。</p> <p>オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p><u>カ 関係町村長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第6節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正及び防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

現 行	修 正 案	修正事由
<p>(1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びその<u>恐れ</u>がある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難退域時検査の実施 医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が<u>O I L 4</u>以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の<u>空間放射線</u>の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>(略)</p> <p>別添1～2 (略)</p>	<p>(1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びその<u>おそれ</u>がある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難退域時検査の実施 医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が<u>40,000cpm (β線)</u>以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、<u>40,000cpm (β線) 以下でない</u>車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、<u>40,000cpm (β線) 以下にならない</u>車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の<u>空間放射線量率</u>の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>(略)</p> <p>別添1～2 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルとの表現の統一</p> <p>原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルとの表現の統一</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	修正事由
<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">平 常 時</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 10px; width: fit-content;"> <p>【国の対応】 <u>原子力保安検査官</u>を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>運転状況、設備の保全状況、 保安規定の遵守状況等</p> </div> </div> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">平 常 時</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 10px; width: fit-content;"> <p>【国の対応】 <u>原子力運転検査官</u>を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>運転状況、設備の保全状況、 保安規定の遵守状況等</p> </div> </div> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p style="color: blue; text-align: center;">原子力規制庁組 織細則の改正</p>